

## 令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進を図ることにより、脱炭素社会の実現及び地域資源の循環利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び持続可能なまちづくりに資するため、町内においてゼロカーボン設備等を導入するものに対し、予算の範囲内において令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金（以下「ゼロカーボン補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ゼロカーボン設備等 次に掲げる設備又は役務であって、以下の要件を満たすものをいう。

#### イ 太陽光発電システム

- (イ) 蓄電池設備と同時に導入する太陽光発電設備であること。
- (ロ) 発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（自家消費型）であること。
- (ハ) 発電電力量を表示し、積算電力量を確認できるモニター等を設置すること。
- (ニ) 県内事業者による施工であること。
- (ホ) 令和8年度内に受給開始日がある電力受給契約を電力会社と締結すること。
- (ヘ) 余剰電力を、山形県が実施する「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者に売電するもの。
- (ト) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しないこと。

#### ロ 木質バイオマスストーブ

- (イ) 木質ペレット、薪その他の木質バイオマス燃料を使用するものであること。
- (ロ) E N（ヨーロッパ・ノーム）、E P A（米国環境保護庁）等の第三者基準の認証を受けた設備又はこれらと同等の環境性能を有する設備であること。
- (ハ) 県内事業者による施工であること。

#### ハ 地中熱利用装置

- (イ) 地中の温度を利用して空調又は融雪を行う装置であること。
- (ロ) 空調装置にあつては、エネルギー消費効率（以下この条において「C O P」という。）が3.0以上であること。
- (ハ) 融雪装置にあつては、C O Pが3.0以上又はメーカーの仕様書等により、これと同等以上のエネルギー効率を有することが確認できる装置であること。ただし、散水方式による融雪装置を除く。
- (ニ) 県内事業者による施工であること。

## ニ 高効率空調機器

(イ) 既存の空調機器を更新する場合は、更新前の機器と比較して、年間の二酸化炭素排出量が20パーセント以上削減されると認められるものであること。

(ロ) 新設の場合は、統一省エネラベルにおける省エネ基準達成率が100パーセント以上の性能を有すること。

(ハ) 町内事業者（庄内町商工会に加入しているものに限る。以下この条及び別表において同じ。）による施工であること。

## ホ 高効率照明機器（LED）

(イ) 既存の蛍光灯器具を撤去し、灯具を含むLED照明器具へ更新するものであること。

(ロ) 事業者等の場合は、次のいずれかの調光制御機能を有すること。

a タイマー等により自動的に点灯又は消灯若しくは調光を行うスケジュール制御機能

b 外光等の明るさに応じて自動的に調光を行う明るさセンサ定照度制御機能

c 人の在不在を検知して自動的に点灯又は消灯若しくは調光を行う人感センサ在不在調光制御機能

(ハ) 町内事業者による施工であること。

へ 省エネ診断 経済産業省が所管する省エネルギー診断事業として実施される省エネルギー診断であること。

(2) 事業者等 庄内町商工会に加入し、町内に所在する法人で法人の町民税の課税対象となっているもの又は庄内町商工会に加入している町内の個人事業者並びに町内で農業を営む農業者及びこれらで構成される団体等をいう。

(3) 自治会等 町内の集落の地内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で当該集落の良好な地域社会の維持、形成等に資する地域的な共同活動を行うものをいう。

(4) 地中熱利用 地中に存する熱を、暖房、冷房、融雪その他の用途に利用することをいう。

(5) 住宅等 町内に存する建築物（ただし、補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、当該住宅等の所有者でない場合は、ゼロカーボン設備等の導入について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 自ら所有し居住する一戸建て住宅

ロ 自ら所有し居住するために新築する一戸建て住宅

ハ 併用住宅（居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であるものに限る。）

ニ イからハマまでに掲げる住宅の敷地及び附属施設

(6) 事業所等 町内に存する建築物（ただし、補助対象者が当該事業所等の所有者でない場合は、ゼロカーボン設備等の導入について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 自ら所有し事業の用に供する建築物

ロ 自ら所有し事業の用に供するための新築建築物

(7) 集会所等 町内に存する建築物（ただし、補助対象者が当該集会所等の所有者でない場合は、ゼロカーボン設備等の導入について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 自治会等の集会施設

ロ 自治会等が常時使用する附属施設

（補助対象設備）

第3条 ゼロカーボン補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、第2条第1号に規定するゼロカーボン設備等であって、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 関係法令等を遵守した設備であること。

(2) 商用化され、導入実績がある設備であること。

(3) 設備の性能及び安全性について、第三者機関による認証等を受けているものであること。

(4) 未使用品であり、かつ、リース又はレンタルによって導入される設備でないこと。

(5) 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間をいう。第14条において同じ。）を経過するまでの間、J-クレジット制度その他これに類する制度への登録を行わないこと。

（補助対象事業）

第4条 ゼロカーボン補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、町内の住宅等、事業所等又は集会所等においてゼロカーボン設備等を導入する事業とする。

（補助対象者の要件）

第5条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 町内に住所を有する個人、事業者等又は自治会等であること。

(2) 補助対象者（個人の場合は、当該補助対象者及び同一世帯に属する者全員）が、町税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(3) 補助対象事業について、次に掲げる要綱に基づく町の補助金の交付を受けていないこと。

イ 庄内町定住応援住まいづくり補助金交付要綱（令和4年庄内町告示第21号）

ロ 庄内町集会施設整備事業補助金交付要綱（平成20年庄内町告示第99号）

(4) 補助対象事業に係る契約を締結し、又は設置工事等に着手していないこと。

（補助対象者、補助対象経費及びゼロカーボン補助金の額）

第6条 補助対象設備ごとの補助対象者、ゼロカーボン補助金の交付の対象となる経費（別表において「補助対象経費」という。）及びゼロカーボン補助金の額は、別表に定めるところによる。この場合において、当該ゼロカーボン補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第7条 規則第4条に規定する交付申請書は令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備導入計画書（様式第2号）
  - (2) 建物の所在を示す地図
  - (3) 補助対象設備の仕様及び能力等が分る資料（カタログ等）
  - (4) 補助対象設備設置前の写真
  - (5) 町税等納付状況確認及び個人情報の取得に関する同意書兼誓約書（様式第3号）
  - (6) 補助対象設備の設置に係る見積書及び内訳書の写し
  - (7) 申請者が法人その他の団体である場合は、定款又は規約の写し及び登記事項証明書
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 ゼロカーボン補助金の交付は、別表に掲げる補助対象設備の種別ごとに一回までとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定によりゼロカーボン補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に変更の場合はその内容が分かる書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象設備の設置及び使用に当たり、近隣に影響が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 補助対象設備の設置又は使用に関し、近隣から苦情又は被害の申出があった場合は、補助事業者は誠実に対応し、必要に応じて町長に報告するものとする。

（交付決定）

第9条 規則第7条に規定するゼロカーボン補助金の交付の決定の通知は、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進事業実績報告書（様式第7号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の導入の状況等を示す写真（設置した設備全体及び型番、製造番号等を確認できるもの。省エネ診断にあっては、当該診断結果を記載した報告書の写し。）
- (3) 補助対象設備の導入に伴う配置図
- (4) 太陽光発電システムを導入した場合は、太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 規則第14条に規定するゼロカーボン補助金の額の確定通知は、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、ゼロカーボン補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段によりゼロカーボン補助金の交付を受けたとき。

（ゼロカーボン補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定によりゼロカーボン補助金の交付を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第21条第2号に規定する町長が指定する財産は、別表に掲げる補助対象設備（省エネ診断を除く）とする。

2 規則第21条ただし書に規定する町長が定める期間は、法定耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第21条ただし書の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）に当該承認を受けようとする財産の写真、図面等を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、交付したゼロカーボン補助金の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができる。

（協力等）

第15条 町長は、補助事業者に対して、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 補助対象設備の使用及び設置状況の確認

(2) 補助対象設備の使用に伴う各種データ等の提供

(3) 町が実施するゼロカーボン推進に関する調査及びアンケート等への回答

(4) 前3号に掲げるもののほか、町が行うゼロカーボン推進に関する取組

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条、第7条、第14条関係）

補助対象設備	補助対象者	設置場所	補助対象経費	ゼロカーボン補助金の額
太陽光発電システム	個人	住宅等	太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、架台、配線等の設置に直接必要な経費	公称最大出力1kWあたりの補助額（公称最大出力はkW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て） (1) 町外事業者による施工の場合1kWあたり3万円（上限18万円） (2) 町内事業者による施工の場合1kWあたり6万円（上限36万円）
	事業者等	事業所等		
木質バイオマスストーブ	個人	住宅等	木質バイオマスストーブの購入費及び設置工事費	補助対象経費の17パーセントに相当する額又は5万円のいずれか少ない額
	事業者等	事業所等		
地中熱利用装置	個人	住宅等	地中熱利用装置費及び設置工事費	補助対象経費の10分の1に相当する額又は10万円のいずれか少ない額
	事業者等	事業所等		
高効率空調機器	個人	住宅等	高効率空調機器の新設及び更新設置工事費	補助対象経費の4分の1に相当する額又は6万円のいずれか少ない額
	事業者等	事業所等	高効率空調機器の更新設置工事費	補助対象経費の4分の1に相当する額又は25万円のいずれか少ない額
	自治会	集会所等	高効率空調機器の新設及び更新設置工事費	補助対象経費の4分の1に相当する額又は12万円のいずれか少ない額
高効率照明機器（LED）	事業者等	事業所等	高効率照明設備費及び設置工事費	補助対象経費の4分の1に相当する額又は25万円のいずれか少ない額
	自治会	集会所等		補助対象経費の4分の1に相当する額又は15万円のいずれか少ない額
省エネ診断	事業者等		省エネ診断に要する費用	補助対象経費の額又は5万円のいずれか少ない額

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話

令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付申請書

庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金のゼロカーボン設備等の導入にかかる交付を受けたいので、庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

設置等の場所	庄内町		
補助対象事業の内容 ※該当するものにチェック <input checked="" type="checkbox"/>	補助対象設備	補助対象経費	申請額
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	円	円
	<input type="checkbox"/> 木質バイオマスストーブ	円	円
	<input type="checkbox"/> 地中熱利用装置	円	円
	<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	円	円
	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器（LED）	円	円
	<input type="checkbox"/> 省エネ診断	円	円
申請額合計	円		
着手・着工日	年 月 日（予定）		
完成・導入日	年 月 日（予定）		
備考			

【添付書類】

- 補助対象設備導入計画書（様式第2号）
- 建物の所在を示す地図
- 補助対象設備の仕様・能力等がわかる資料（カタログ等）
- ゼロカーボン設備等設置前の写真
- 町税等納付状況確認及び個人情報取得に関する同意書兼誓約書（様式第3号）
- 補助対象設備の設置に係る見積書および内訳書の写し
- 申請者が法人その他の団体である場合は、定款又は規約の写し及び登記事項証明書
- その他（ ）

様式第2号（第7条関係）

補助対象設備導入計画書

申請者氏名			
施工業者名称			
担当者の氏名		電話	
施工業者住所			

交付申請する対象設備等にチェック☑し、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム			
太陽光モジュール	製造業者名		
	型番		
	発電出力合計	W × 枚 = kW	
パワーコンディショナ	製造業者名		
	型番		
	定格出力		
<input type="checkbox"/> 木質バイオマスストーブ			
<input type="checkbox"/> 薪ストーブ <input type="checkbox"/> ペレットストーブ	製造業者名		
	型番		
	定格出力	kW (kcal/h)	
<input type="checkbox"/> 地中熱利用装置			
<input type="checkbox"/> 空調装置 <input type="checkbox"/> 融雪装置	地中熱交換井	本・深度 m	
	型番		
<input type="checkbox"/> 高効率空調機器			
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	製造業者名		
	型番		
	環境性能	新規 省エネ基準達成率 % 更新 既設設備より %削減 （積算根拠は別紙：省エネ製品買換ナビゲーション算出結果のとおり）	

<input type="checkbox"/> 高効率照明機器 (LED)	製造業者名	
	型番	
	調光機能 (申請者が事業者の場合必須)	<input type="checkbox"/> スケジュール制御機能 <input type="checkbox"/> 明るさセンサによる一定照度制御機能 <input type="checkbox"/> 在・不在調光制御機能
<input type="checkbox"/> 省エネ診断	診断の種類	

様式第3号（第7条関係）

町税等納付状況確認及び個人情報の取得に関する同意書兼誓約書

令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金の交付対象者の要件を審査するため、庄内町が申請者（法人にあつてはその代表者を含む。）及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民基本台帳、町税その他町に対する納付金の納付状況に関する資料について、関係公簿等を閲覧し、又は関係部署から取得することに同意します。

なお、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付要綱に定める全ての要件について遵守することを誓約します。

庄内町長

宛

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は法人名及び代表者氏名

（署名又は記名押印）

生年月日（個人の場合）

年 月 日

同一世帯員の氏名（個人の場合）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所  
氏名  
電話

令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金の名称 令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金
- 2 変更（廃止）予定年月日（中止予定期間）
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更の内容
- 5 交付決定額 円
- 6 変更（中止・廃止）後の交付申請額 円
- 7 添付書類（変更の場合は、その内容が分かる書類を添付してください。）

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

庄内町長



令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金について、年 月 日付けの変更（中止・廃止）承認申請に基づき、令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり変更（中止・廃止）を決定したので通知します。

記

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 交付決定額            | 円 |
| 2 変更（中止・廃止）後の交付決定額 | 円 |
| 3 交付の条件            |   |

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

庄内町長



令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付（却下）することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件（却下した場合はその理由）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話

令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

設置等の場所	庄内町		
補助対象事業の内容 ※該当するものにチェック <input checked="" type="checkbox"/>	補助対象設備	補助対象経費	補助金額
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	円	円
	<input type="checkbox"/> 木質バイオマスストーブ	円	円
	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器（LED）	円	円
	<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	円	円
<input type="checkbox"/> 省エネ診断	円	円	
補助金額合計	円		
着手・着工日	年 月 日		
完成・導入日	年 月 日		
備考			

【添付書類】

- (1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の導入の状況等を示す写真
- (3) 補助対象設備の導入に伴う配置図
- (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したものの
- (5) 省エネ診断の結果報告書の写し
- (6) その他（ ）

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

庄内町長



令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金の交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定額   | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 円 |

庄内町長

宛

申請者 住所  
氏名  
電話

財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和8年度庄内町ゼロカーボン設備導入促進補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第21条の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 処分する財産（名称、所在、規模、規格、数量、取得年月日等）
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保等）
- 3 処分の理由及び今後の利用方法
  - (1) 処分を行う理由
  - (2) 今後の利用方法
- 4 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡の場合は相手方の利用方法等を記載すること。）
- 5 添付資料（財産の写真、図面等を添付すること。）